

平成13年版

男 女 共 同 参 画 白 書

内 閣 府 編

男女共同参画白書の刊行に当たって



内閣官房長官・男女共同参画担当大臣

福田康夫

平成13年版「男女共同参画白書」をここに公表いたします。

女性と男性が、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある社会を築く上で不可欠であり、21世紀の我が国社会を決定する大きな鍵として、政府一体となって取り組むべき最重要課題の一つです。

平成11年6月には、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行により、男女共同参画社会の実現に向けて新たな一歩が踏み出され、昨年12月には同法に基づき「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。さらに、本年1月の中央省庁等改革においては、内閣府に、新たに男女共同参画会議を置くとともに、男女共同参画局を設けるなど、推進体制を格段に充実強化いたしました。この男女共同参画会議では、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な課題について調査審議を進めております。その一つとして、本年6月には、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」を決定いたしました。これは、女性と男性が共に社会に貢献し、社会を活性化する上で、仕事と子育ての両立が不可欠の条件であると認識し、積極的に支援するものです。政府としては、明確な目標と実現時期を定め、保育所の待機児童ゼロ作戦や、必要な地域全てにおける放課後児童の受入体制の整備などを推進していくこととしております。

本白書は、「男女共同参画社会基本法」に基づく第2回目の報告書として作成したものです。具体的な内容としては、男女の職業生活と家庭・地域生活との両立、政策・方針決定過程への女性の参画、就業の分野における男女の共同参画など、我が国の男女共同参画社会の形成の状況について記述するとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について取りまとめております。

この白書が、男女共同参画社会の現状と関連施策について多くの方々に御理解いただき、また、男女共同参画社会についてお考えいただく上での参考になれば幸いです。

平成13年 8 月

平成12年度中の男女共同参画白書に関する主なできごと



◀ 国連特別総会「女性2000年会議」
本会議開会式（平成12年6月5日）

男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」
答申（平成12年7月31日） ▶



◀ 男女共同参画社会づくりに向けての
全国会議の開催（平成12年10月6日）

東アジア女性問題国内本部機構上級担当官
会議の開催（平成12年10月17日～22日） ▶





◀ 秋の叙勲「男女共同参画形成推進功労者」
伝達式（平成12年11月8日）

女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催（平成12年11月27日） ▶



◀ 男女共同参画基本計画の閣議決定
（平成12年12月12日）

男女共同参画会議（第1回）の開催 ▶
（平成13年1月23日）



図 表 目 次

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

第1章

第1-1-1図	政治の場における男女の地位の平等観	3
第1-1-2図	政策の企画や方針決定に女性の参画が少ない理由	4
第1-1-3図	衆議院女性議員数及び女性の割合の推移	4
第1-1-4図	参議院女性議員数及び女性の割合の推移	5
第1-1-5図	衆議院立候補者、当選者に占める女性の割合の推移	7
第1-1-6図	参議院立候補者、当選者に占める女性の割合の推移	7
第1-1-7図	国家公務員試験採用者に占める女性の割合の推移	8
第1-1-8図	職務の級別女性国家公務員の割合（行政職(一)）	8
第1-1-9図	国の審議会等における女性委員の割合の推移	10
第1-1-10図	司法分野における女性の割合の推移	11
第1-1-11図	地方議会における女性議員の割合の推移	11
第1-1-12図	地方公務員管理職における女性の割合の推移	12
第1-1-13表	HDI, GDI, GEMの上位50か国	14
第1-1-14図	GEMの構成要素	15

第2章

第1-2-1図	諸外国の女性の年齢階級別労働力率	17
第1-2-2図	我が国の女性の年齢階級別労働力率の推移	17
第1-2-3図	女性の年齢階級別労働力率の推移（未婚、有配偶）	18
第1-2-4図	女性の年齢階級別潜在的労働力率	18
第1-2-5図	女性の非求職理由別非求職者の割合	19
第1-2-6図	非求職の理由を「家事・育児や通学などで忙しい」とする女性 の非求職者の年齢階級別割合	19
第1-2-7図	従業上の地位別女性就業者構成比の推移（非農林業）	20
第1-2-8表	雇用者数、雇用者に占める女性割合の推移	21
第1-2-9表	女性雇用者の平均年齢、平均勤続年数の推移	22
第1-2-10図	勤続年数階級別女性雇用者の構成比の推移	22
第1-2-11図	管理職に占める女性の割合の推移	23

第1-2-12図	雇用形態別雇用者（役員を除く）の構成比の推移……………	24
第1-2-13表	性・就業形態別労働者割合，産業・事業所の形態別女性パート タイマー割合……………	24
第1-2-14表	非正社員の就業形態，非正社員の現在の就業形態に就いた理由 別女性労働者割合……………	25
第1-2-15表	職場での満足度の項目，満足度別女性労働者割合……………	27
第1-2-16表	性，就業形態，生活と仕事の重視別労働者割合……………	27
第1-2-17図	給与階級別給与所得者の構成比……………	28
第1-2-18表	就業形態，今後の希望別女性労働者割合……………	29
第1-2-19表	農林水産業への就業人口に占める女性割合……………	30
第1-2-20表	農業委員会，農協，漁業への女性の参画状況の推移……………	31
第1-2-21図	女性の農業経営へのかかわり方……………	32
第1-2-22図	女性が農作業や経営管理の中で担っている仕事……………	32
第1-2-23図	男女共同参画社会を形成する上で女性農業者に対して必要な支 援，施策……………	33

第3章

第1-3-1図	出生数及び合計特殊出生率の推移……………	35
第1-3-2図	男女別生涯未婚率の推移……………	36
第1-3-3図	年齢階級別未婚率の推移……………	37
第1-3-4図	母の年齢階級別にみた出生率の推移……………	37
第1-3-5図	平均初婚年齢の推移……………	38
第1-3-6図	世帯数及び平均世帯人員の年次推移……………	38
第1-3-7図	世帯人員別にみた世帯数の構成割合の年次推移……………	39
第1-3-8図	離婚件数及び離婚率の推移……………	40
第1-3-9表	妻と夫の就業状態別世帯数の推移……………	40
第1-3-10表	末子の年齢階級別子供のいる世帯における母の就業状態……………	41
第1-3-11図	家庭のもつ役割……………	42
第1-3-12図	「男は仕事，女は家庭」という考え方について……………	43
第1-3-13図	「男は仕事，女は家庭」という考え方について（性・年齢階級 別）……………	43
第1-3-14図	妻の就業状態別夫と妻の仕事時間と家事関連時間（夫婦と子供 の世帯）一週全体……………	44
第1-3-15図	妻の夫の家事・育児に対する満足度……………	44

図表目次

第1-3-16図	女性が職業をもつことについて	45
第1-3-17図	女性が職業をもつことについて（性・年齢階級別）	46
第1-3-18図	男性の家庭へのかかわり方	47
第1-3-19図	男性の家庭へのかかわり方（炊事，洗濯，掃除などの家事）	47
第1-3-20図	男性の家庭へのかかわり方（子どもの世話，子どものしつけや教育）	48
第1-3-21図	男性の家庭へのかかわり方（親の介護）	48
第1-3-22図	家庭生活上の役割分担の実態	50
第1-3-23図	家庭生活関連サービスの利用	51
第1-3-24図	男女共同参画社会の形成に当たっての行政に対する希望	52
第1-3-25図	社会的活動の行動者率	54
第1-3-26図	ボランティア活動の参加経験と今後の参加希望	55
第1-3-27図	参加したいボランティア活動の分野	55
第1-3-28図	ボランティア活動をしていない理由	56
第1-3-29図	ボランティア活動についての国や地方公共団体に対する要望	57

第4章

第1-4-1図	65歳以上の高齢者人口及び高齢化率の推移	58
第1-4-2図	性・家族形態別にみた65歳以上の者の構成割合の推移	59
第1-4-3図	介護を受けたい場所	60
第1-4-4図	介護に対する社会による支援についての考え方	60
第1-4-5図	高齢者が参加している社会参加活動の分野	61

第5章

第1-5-1図	女性の人権が尊重されていないと感じること	63
第1-5-2図	女性の人権が尊重されていないと感じること（事項別）	64
第1-5-3図	命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験の有無	65
第1-5-4図	配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者	65
第1-5-5図	夫から妻への犯罪の検挙状況	66
第1-5-6図	身体的な暴行被害の相談の有無	67
第1-5-7図	身体的な暴行被害を相談しなかった理由	67
第1-5-8図	婦人相談所等における相談内容の割合	68
第1-5-9図	婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援の入所の理由	69

第1-5-10図	公的機関等の関与の必要性についての認識（医師の治療が必要 とならない程度の暴行をひんぱんに受けたとき）	69
第1-5-11図	強姦，強制わいせつ認知件数の推移	71
第1-5-12図	性的行為の強要の相談の有無	71
第1-5-13図	性的行為の強要の被害を相談しなかった理由	72
第1-5-14図	強姦被害者年齢階級別認知件数	72
第1-5-15図	強制わいせつ女性被害者年齢階級別認知件数	72
第1-5-16図	売春関係事犯送致件数，要保護女子総数及び未成年者の割合	73
第1-5-17図	売買春に対する感じ方	74
第1-5-18図	都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュ アル・ハラスメントの相談件数	75
第1-5-19表	企業規模別セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組状況	75
第1-5-20図	どのような行為を受けた場合にセクシュアル・ハラスメントと 思うか	76
第1-5-21図	職場の人々又は職務を遂行する上で関わった人々から受けた行 為	77
第1-5-22図	つきまとい事案に関する相談件数	78
第1-5-23図	ストーカー行為被害者と行為者との関係	79
第1-5-24図	女性に対する暴力をなくすための対策	79
第6章		
第1-6-1図	健康や体力の維持増進のために心掛けていること	81
第1-6-2図	母子保健関係指標の推移	82
第1-6-3図	年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移	82
第1-6-4図	HIV感染者の国籍，性別年次推移	83
第1-6-5図	性別喫煙率の推移	84
第7章		
第1-7-1図	性・年齢階級別にみたテレビの視聴時間	86
第1-7-2図	メディアにおける性・暴力表現に対する考え方	87
第1-7-3図	情報通信の高度化の問題点	88
第1-7-4図	性・年齢階級別にみた情報関連機器の個人利用率	88
第1-7-5図	情報通信の高度化による利点	89
第8章		
第1-8-1図	学校種類別進学率の推移	90

図表目次

第1－8－2 図	本務教員総数に占める女性の割合	91
第1－8－3 図	大学等における専門別研究本務者	92
第1－8－4 図	大学等における専門別研究本務者に占める女性の割合	92
第1－8－5 図	教育委員会及び社会教育施設における学級・講座の受講者数	93
第1－8－6 図	大学院（夜間）の学生数の推移	94
第1－8－7 図	生涯学習に対する今後の意向	94
第1－8－8 図	生涯学習をしてみたい理由	95
第1－8－9 図	生涯学習の成果の活用状況	96

第2部 平成12年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第2－5－1 表	新エンゼルプランの推進	122
第2－8－1 表	覚せい剤事犯男女別検挙状況の推移	157
第2－8－2 表	覚せい剤事犯で検挙した少年の推移	157
第2－11－1 表	婦人の地位委員会	174
第2－11－2 表	女子差別撤廃委員会	175
第2－12－1 表	男女共同参画基本計画の概要	188
第2－12－2 表	男女共同参画推進本部会議の開催状況	191
第2－12－3 表	平成12年度男女共同参画社会づくり功労者表彰受賞者名簿	199

序説 男女共同参画社会の実現に向けて

～21世紀を豊かで活力あるものとするために～

I はじめに

「女性は地球の主役であるばかりか、地球の将来は女性の肩にかかっている」。平成12年にニューヨークで行われた国連特別総会「女性2000年会議」の開会に際して、アナン国連事務総長はこのように述べている。

我が国においても、21世紀を豊かで活力のあるものとするには、男女共同参画が、最重要課題であり将来を展望する上で不可欠の視点である。

男女共同参画という言葉自体は新しく、法令に初めて登場するのは平成6年の総理府組織令の改正により男女共同参画室が設置された時であるが、日本における女性の政治的、経済的、社会的、そして文化面での参画は長い歴史をもっている。

前の千年紀の始まった頃、紫式部は中宮彰子に仕えながら、世界で最も古い小説といわれる源氏物語を書きついでいた。同僚の和泉式部は天才的歌人として豊かな感情をきらめく詞に凝縮していた。清少納言、赤染衛門など数多くの女性たちが仮名を駆使して随筆を、歴史書を、評論を著していた。こうした女性たちの文化面での活躍は、記紀万葉の時代から連綿と続いており、時代による変遷、盛衰はあっても、昭和平成の現在も大輪の花を咲かせている。

経済的にも女性たちは農業や手工業や商業の支え手、担い手として働きつづけ、娘たちは親の家を相続してそこで子どもを育てる時代が長く続いた。嫁入りや男性中心の家族制度が武士階層だけでなく広く国民に普及したのは比較的最近のことといわれる。

卑弥呼・臺与^{とよ}から、推古・持統など数多くの女王、天皇も史上活躍し、実家を背景に、あるいは母親として政治に影響を与えた女性も少なくない。しかし、中世以降武士の力が強まるとともに儒教等の影響もあって、男尊女卑的な価値観が行きわたり、明治になっても継続強化された。

昭和21年には、婦人参政権が実現するとともに、日本国憲法は法の下での男女平等を宣言し、家族、教育等の法制上の平等が明記された。日本の社会や経済はその後、高度経済成長を経て世界第二の経済大国になり、生産面の効率は高まり、物質的に豊かな生活、便利な生活を楽しむ国民が飛躍的に増加した。平均寿命も女性は83.99歳、男性は77.10歳にまで伸び、教育水準も青年女子の半数近くが高等教育を受けるようになった。

しかしこの間、雇用者化が急速に進み、大都市部に人口が移動し、職場と家庭が離れ、男は仕事、女は家庭という性別的役割分担が拡大し専業主婦が国民的に広がった。終身雇用・年功を基本とするいわゆる「日本型雇用」は男性従業員から失業（解雇）の不安を除き、その能力と帰属意識を高める一方、企業内訓練経験を重視する雇用慣行の下で女性たちはともすれば二流の労働力とみなされ、責任ある地位や仕事につくことが困難だった。また、子育てや介護への親族や地域からの援助は乏しく、女性たちは孤立しがちでまた能力を発揮する機会も乏しかった。

しかし20世紀末のバブル崩壊後、国際化や情報革命など画期的な環境の変化が進む中で、協調性と忍耐力に富み与えられた業務を大過なく遂行するだけの均質的な社員では新たな地平を切り開くことが難しくなっている。一方、新しい企業が新しい分野のリスクにチャレンジすることなしに日本の雇用や生活水準を維持することはできなくなっている。

女性たちが今までの均質的な日本企業に乏しかった新しい人材として活躍し、また社会においても従来の常識にとらわれることなく、個性と創造力を発揮することが、豊かで活力に満ちた日本をつくる上で不可欠となっているのである。

単に少子化、高齢化が進む中で労働力人口が減るのを補うため女性の労働力を利用せざるを得ないというだけでなく、男性と異なる個性、創造力、価値観をもつ女性が社会で活躍することによって、我が国の経済社会がより幅広い視点や新しい多様な知恵を得ることが期待されている。

女性たちが新規分野に進出し、就業形態・勤務形態の多様化を進め、新しいライフスタイルを生み出すことにより、男性たちにも仕事だけではなく、家庭生活、社会生活、趣味などとの両立が可能な人生の選択肢が広がることになる。

しかし、現実の日本社会には男女共同参画とはほど遠い現実が随所にみられる。

例えば、UNDP（国連開発計画）が人類の進歩を測るために経済成長に係る指標として平均寿命や教育水準、1人当たり国民所得などから算定しているHDI（人間開発指数）によると、日本は2000（平成12）年で174か国中9位と高位にあるが、女性が積極的に経済や政治などの意思決定に参画しているかどうかを国会議員や管理・行政職のうち女性の占める割合や賃金の男女格差から算定したGEM（ジェンダーエンパワーメント指数）は70か国中41位となっている。これは、女性の能力の開発は進んでいるにもかかわらず、その能力を発揮する機会が十分には整っていないことを示している。

日本でも、男女共同参画社会基本法の制定を始め多くの努力が行われているが、1975（昭和50）年の国際婦人年以來、各国で日本以上のスピードで女性の社会進出が進み、地位向上を図る法制度が整備された結果、日本は国際的にみて立ち遅れているという現状が反映して

いる。

男女雇用機会均等法施行後15年を経ても女子学生の就職は厳しく、非正規社員として働く女性が増加しており、民間企業で働く女性の約3分の2が年収300万円以下であり、管理職・行政職への進出は緩やかである。町村議会のうち約56%が女性議員ゼロであり、家庭内暴力、職場のセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力は個人の尊厳に関わる課題だが、根絶にはほど遠い。

こうした状況が、男性の方が優遇されていると答えた者の割合が女性で81.4%、男性で70.9%という世論調査の結果につながっているであろう。

日本ではまだ女性は社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画しているとはいえない状況だからこそ、男女共同参画社会の形成のための努力を強力に推し進めなければならないのである。

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組

1 男女共同参画社会基本法制定までの歩み

男女の人権の尊重、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会づくりの実現という2つの側面を背景として、基本法が公布・施行されたが、それ以前から、男女共同参画社会の実現に向け、国内外において、多くの人々の様々な取組の積み重ねがあった。

すなわち、戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21年に制定された日本国憲法に基づき、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記された。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国連が提唱した「国際婦人年」(昭和50年)によって新しい段階を迎える。この年、メキシコシティーで、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。我が国においても、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和52年に女性の地位向上に関する初めての総合的な計画である「国内行動計画」を策定した。

また、昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択された。我が国は、男女雇用機会均等法の制定を始めとする男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進め、この条約を昭和60年に批准した。

昭和62年には、「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」において採択された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」という。)は、2000年に向けて

の女性の地位向上のための指針であった。これを受けて、我が国においても、男女平等をめぐる意識変革、平等を基礎とした男女の共同参加など5つの基本目標と、固定的性別役割分担意識の是正、学校教育の充実と社会教育の推進等15の重点目標を掲げ、この目標の下に2000年に向けて長期的に推進する施策と中期的に推進する具体的施策を示した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下「新国内行動計画」という。）を策定した。

平成3年には、国連経済社会理事会において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、我が国でも新国内行動計画を「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」へと改定した。この改定においては、21世紀の社会はあらゆる分野へ男女が平等に共同して参画することが不可欠であるとの基本的認識の下に、総合目標を「男女共同参加」から「男女共同参画」に改称するとともに、改めて中・長期両面の女性に関する施策を示した。

また、我が国においては、平成6年に男女共同参画社会の形成のために国内本部機構の充実強化を行った。具体的には、婦人問題企画推進本部を改組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣（男女共同参画担当大臣）を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置した。

平成7年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、8年7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」を踏まえて、同年12月には、男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」（以下「男女共同参画2000年プラン」という。）を策定した。この計画においては、従来の経緯を踏まえて計画の基本的考え方と構成を示すとともに、政策目標とそれに対する施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容、この計画を総合的かつ効果的に推進するための方策を示した。

国際婦人年以降の国内外の動き

	国連の動き	日本の動き
昭和50年（1975年）	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進本部会議開催
国連婦人の十年 （1976～1985）	1977年（昭和52年）	「国内行動計画」策定
	1979年（昭和54年）	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
	1980年（昭和55年）	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
	1981年（昭和56年）	「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984年（昭和59年）	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議（東京）
	1985年（昭和60年）	「国連婦人の十年」ー平等、発展、平和ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准
1986年（昭和61年）		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催
1987年（昭和62年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1989年（平成元年）		
1990年（平成2年）	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年（平成3年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定 「育児休業法」の公布
1994年（平成6年）	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ） 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置
1995年（平成7年）	第4回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）
1996年（平成8年）		男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定
1997年（平成9年）		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布
1998年（平成10年）		
1999年（平成11年）		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行
2000年（平成12年）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定 「男女共同参画週間について」男女共同参画推進本部決定
2001年（平成13年）		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置

2 男女共同参画社会基本法の制定

(1) 男女共同参画社会基本法制定の経緯

こうした男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が推進される中、男女共同参画社会の形成に関する取組を一層推進していく上での「法的な支え」、「基本的な考え方を示してくれるもの」が必要であるとの意見が各界各層から寄せられた。

このような意見を踏まえ、平成8年7月の男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」において「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律については速やかに検討を進めるべき」ことが提言され、この答申等を踏まえて男女共同参画推進本部が同年12月に決定した「男女共同参画2000年プラン」においてもその検討がうたわれた。

この後、平成9年6月には、内閣総理大臣から男女共同参画審議会に対し、基本法の検討を含め、「男女共同参画社会の実現を促進するための方策に関する基本的事項」について諮問が行われた。この諮問に対し、男女共同参画審議会は、基本問題部会においてこの問題について検討を行った。検討に当たっては、中間的取りまとめである「男女共同参画社会基本法（仮称）の論点整理」を公表し、これに対する意見を募集するとともに、全国6か所で国民との意見交換会を開催した。男女共同参画審議会では、こうした意見も踏まえ、10年11月、基本法の必要性、基本理念、内容等を取りまとめた「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」を答申した。

政府は、この答申を踏まえて「男女共同参画社会基本法案」を作成し、平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法が公布・施行されるに至った。

(2) 男女共同参画社会基本法の仕組み

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に寄与するように努めることという、それぞれの責務を明らかにしている。

その上で、男女共同参画基本計画等の策定、施策の策定等に当たっての配慮、国民の理解の促進、苦情の処理等、調査研究、国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間の団体に対する支援など施策の基本となる事項について規定している。

男女共同参画社会基本法の施策の仕組み

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度等についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責 務

国

基本理念を踏まえた施策（積極的改善措置を含む。）の総合的な策定・実施の責務

地方公共団体

国の施策に準じた施策及び区域の特性に応じた施策の策定・実施の責務

国 民

男女共同参画社会の形成に寄与するように努める責務

施策の基本となる事項

- ・ 政府の男女共同参画基本計画の策定の義務
- ・ 都道府県男女共同参画計画の策定の義務
- ・ 市町村男女共同参画計画の策定の努力義務
- ・ 法制上又は財政上の措置
- ・ 年次報告等
- ・ 施策の策定等に当たっての配慮
- ・ 国民の理解の促進
- ・ 苦情の処理等
- ・ 調査研究
- ・ 国際的協調のための措置
- ・ 地方公共団体及び民間の団体に対する支援

男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会

3 男女共同参画基本計画の策定

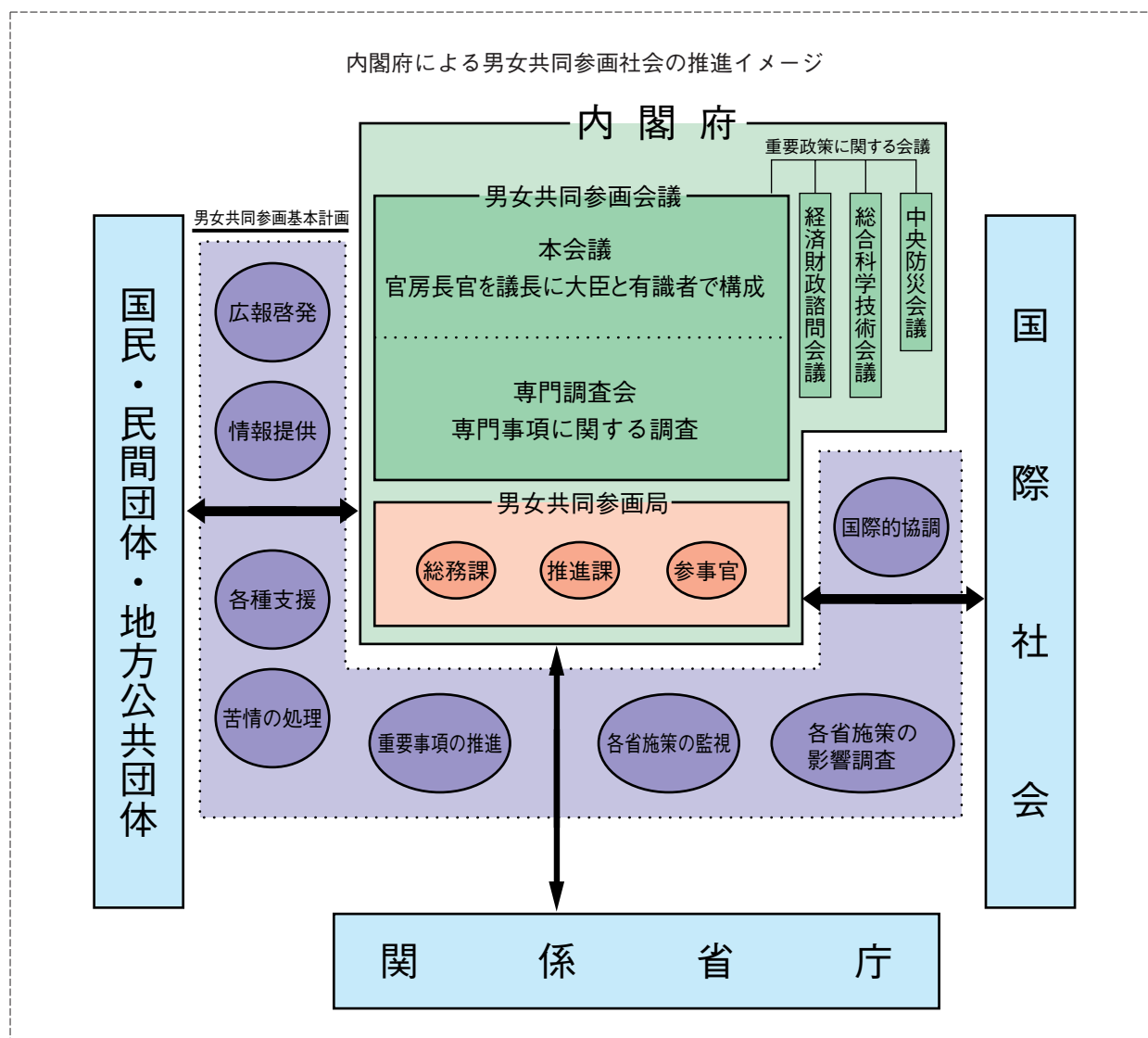
平成12年12月12日、男女共同参画社会基本法第13条を受けて、「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。この計画は、①男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画に係る初めての法定計画であること、②8年12月に男女共同参画参画推進本部が決定した国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな国内行動計画として位置付けられること、③13年1月からの中央省庁再編後の新たな体制を前提とした計画であることにおいて、大きな意義を有している。

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画2000年プラン」の内容を基礎に、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年9月）及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（12年7月）を受け、さらに、12年6月に開催された国連特別総会「女性2000年会議」での成果も踏まえて策定されている。策定の過程では、国民各層から幅広く意見・要望を聴き、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努めている。また、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意している。

「男女共同参画基本計画」は3部構成となっており、第1部では計画の基本的考え方について記述している。第2部では、男女共同参画社会の形成に当たって、11の重点目標を掲げた上で、それぞれについて、今後10年間の施策の基本的方向と、平成17年（西暦2005年）度末までに実施する具体的施策を記述している。また、第3部では、13年1月6日からの中央省庁等改革によって新たに設置された男女共同参画会議の機能発揮や、地方公共団体、NGOに対する支援など、施策を総合的かつ効果的に推進するための体制の整備・強化について記述している。

Ⅲ 今後の展開

1 強化された体制の下での推進



平成13年1月6日、中央省庁等改革に伴い、内閣機能強化の一環として、内閣総理大臣を長とする内閣府が新たに設置された。内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること、及び内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする機関であり、内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣の下、1官房4局7統括官から構成されている。また、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整を行うことを主な所掌事務としており、国政上の重要課題への対応を担うこととされている。

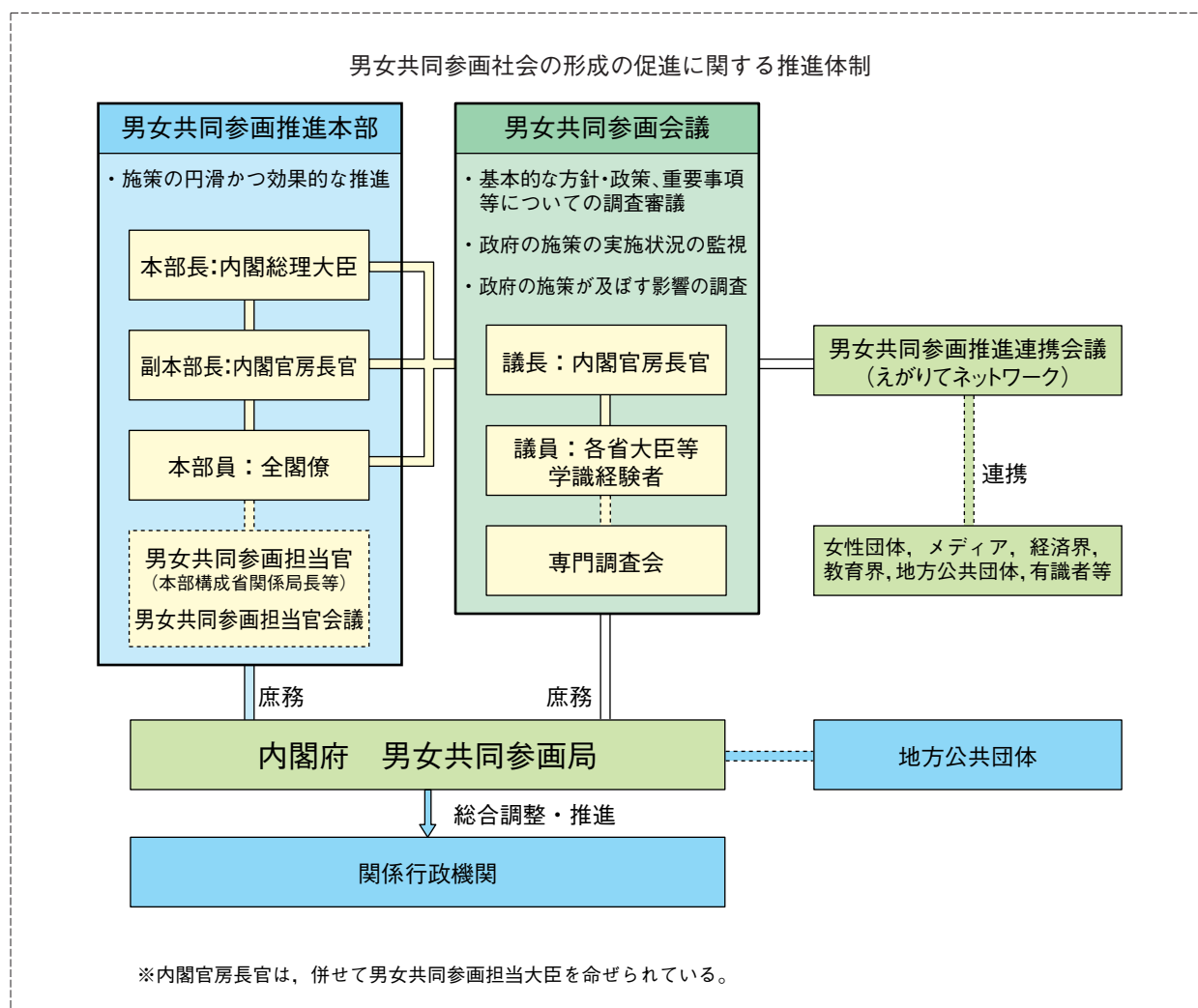
とりわけ、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会の最重要課題であることから、この施策を推進していくために、各省庁にまたがる機能を政府として取りまとめていく国内本部機構の整備・強化が必要であった。そのため、第一に、男女共同参画会議が新設された。男女共同参画会議は、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つであり、内閣官房長官を議長とし、各省大臣等と有識者24人以内から構成される。男女共同参画社会基本法を設置根拠とし、①男女共同参画基本計画に関する処理、②男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること、③①、②に関し調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べること、④政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成の促進に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べること（以下「施策の実施状況の監視及び影響調査」という。）を所掌事務としている。従来総理府に置かれていた男女共同参画審議会の機能に加え、新たに「施策の実施状況の監視及び影響調査」の機能が付与されたことになるが、この機能こそが、内閣府の所掌事務の一つとされている男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の総合調整を強力に行うための手段といえる。

また、男女共同参画会議の下に、①男女共同参画社会の実現のための基本的な問題として、その基本理念・哲学、国内本部機構の在り方、目標とすべき指標などについて調査検討を行う「基本問題専門調査会」、②仕事と子育ての両立支援策に関して今後重点的に取り組むべき点や配慮すべき点の検討を行う「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」、③夫・パートナーからの暴力や性犯罪などを念頭に置きつつ、今後の施策の在り方などについて調査検討を行う「女性に対する暴力に関する専門調査会」、④各省庁において男女共同参画基本計画等が着実に実施されているかについて調査検討を行う「苦情処理・監視専門調査会」、⑤女性のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行など、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府の施策などについて調査検討を行う「影響調査専門調査会」が設置され、現在精力的に議論が行われている。

第二に、従来の総理府男女共同参画室の機能強化を図り、内閣府に男女共同参画局が設けられた。男女共同参画局は、行政各部の施策の統一を図るために必要となる男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案・総合調整、男女共同参画基本計画の推進等を所掌事務とし、男女共同参画会議の事務局としての機能も担うこととされている。また、施策を推進していくに当たり、地方公共団体、民間団体とも連携を取りつつ、国民各界・各層で様々な取組が行われるよう、社会全体としての気運の醸成にも努めていく。

さらに、中央省庁等改革に伴う体制強化の一環として、特命担当大臣として男女共同参画担当大臣が置かれ、強力かつ迅速に政策の調整を行っていくこととしている。

2 男女共同参画推進本部を軸とする各府省の連携



男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、従来から内閣に置かれている男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣，副本部長：内閣官房長官，本部員：全閣僚）については，中央省庁等改革以降も引き続き設置されている。また，本部員を補佐するとともに，関係行政機関においてその所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整事務を行う男女共同参画担当官（局長級）についても，中央省庁等改革後の新たな府省に対応して指定し直され，その機能を引き続き担っている。

男女共同参画推進本部を構成する各府省では，男女共同参画推進本部担当部署が明確にされている。これらの担当部署が各府省の施策の企画・立案に積極的に関与することにより，男女共同参画社会の形成の促進に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるよう努めるとともに，政府の策定する各種の計画に男女共同参画社会の形成に

序 説

関する施策を適切に位置付け、国の行政全体を通じた男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしている。また、政府全体として施策を効果的に推進していくためには、関係行政機関相互の緊密な連携を確保することが重要であり、内閣府男女共同参画局がその中核としての役割を果たすこととしている。

3 むすび

政府としては、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画に基づいて、男女共同参画社会の実現を目指し全力を挙げて総合的かつ計画的に推進しているが、地方公共団体、民間団体、更には国民一人一人の取組が重要であり、これら各層の取組があってこそ相乗的に効果を発揮するものと考えられる。このため、新たに「男女共同参画週間」を実施すること等を始めとして、一層の広報・啓発に努め、男女共同参画社会の形成が国民的運動となるよう強力に推進していく。